

防火
防災 管理者選任（解任）届出書

年 月 日

根室北部消防事務組合
中標津消防署長 様

申請者
住所

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏名

㊞

下記のとおり、防火
防災 管理者を選任（解任）したので届け出ます。

記

防火 対象物	建築物 または その他の 工作物	所在地					
		名称	電話 ()				
		用途		令別表第1	()項	收容人員	
		種別	<input type="checkbox"/> 甲種	<input type="checkbox"/> 乙種	管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原	<input type="checkbox"/> 複数権原
		区分	名称		用途	收容人員	
		※令第2条を適用するもの					
		※令第3条第3項を適用するもの					
防火・ 防災 管理者	選任	フリガナ 氏名・生年月日	年 月 日生				
		住所					
		選任年月日	年 月 日				
		職務上の地位					
	資格	講習	種別	<input type="checkbox"/> 甲種 (<input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習)		<input type="checkbox"/> 乙種	<input type="checkbox"/> 防災管理 (<input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習)
			講習機関				
		修了年月日	年 月 日		年 月 日		
	その他	令第3条第1項第 号 ()		令第47条第1項第 号 ()			
		規則第2条第7号 ()		規則第51条の5第 号 ()			
	解任	氏名					
解任年月日		年 月 日					
解任理由							
その他必要事項							
※※ 受付欄		※※ 経過欄					

備考 1 ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。
2 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
3 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。

該当しない文字
を横線で消す。

防火
防災
管理者選任（解任）届出書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

根室北部消防事務組合
中標津消防署長 署長名 殿

届出者
住 所 標津郡中標津町丸山 丁目 番地

株式会社 消防ホテル
氏 名 代表取締役 消 防 太 郎 ㊞

同一敷地内に同一管理権原の2以上の建物がある場合、
各棟ごとの名称、用途及び収容人員を記入する。

下記のとおり、

者を選任（解任）したので届け出ます。

管理権原が複数の防火対象物の場
合記入する。

火 対 象 物	物 種 区 分 ※令第2条を適用するもの ※令第3条第3項を適用するもの	標津町丸山 丁目 番地	株式会社 消防ホテル		電話 (0153) 72-2181	
		令別表第1 (5) 項イ	収容人員	300人		
		□乙種	管理権原	□単一権原	□複数権原	
		名 称	用 途	収容人員		

該当の 印にレ
点を記入する。

防 火 ・ 防 災 選 任 資 格	フリガナ 氏名・生年月日	消 防 二 郎	昭和○年○月○日生
	住 所	標津郡中標津町丸山 丁目 番地	
	選 任 年 月 日	平成○年○月○日	
	職 務 上 の 地 位	総務課長	
	講 習 種 別	□甲種 (□新規講習 □再講習) □乙種	□防災管理 (□新規講習 □再講習)
講 習 機 関	講 習 機 関	(財)日本防火・防災協会等	
	修了年月日	平成○年○月○日	年 月 日
講 習 以 外 の 資 格	その他	令第3条第1項第 号()	令第47条第1項第 号()
		規則第2条第 号()	規則第51条の5第 号()

講習以外で資格を有する者は記入する。

者 解 任	氏 名	本 部 一 郎	
	解 任 年 月 日	平成○年○月○日	
	解 任 理 由	退職のため	

そ の 他 必 要 事 項

※※ 受 付 欄 ※※ 経 過 欄

2部提出して下さい。

- 備考 1 ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。
2 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
3 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。